

授業料等減免制度のご案内

(入校後1年を経過していない学生の 新規申請用)

令和5年度 4月・10月申請

この制度は、経済的に困難な状況にある学生にも職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会を拡大を図るためのものです。

この「ご案内」では、減免対象となるための要件や必要な手続の流れについて記載しています。

内容を十分ご理解の上、希望者は手続を行ってください。

なお、ご不明な点等があれば、担当者にご相談ください。

申請期限 10月13日(金)

1 認定要件

次の①～④の全ての要件を満たすことが必要です。

① 国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ア 日本国籍を有する者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
 - ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 - エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると当校の長が認めた者
- ※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については支援の対象にはなりません。

② 学業成績等に関する要件

次の各条件に該当すること。ただし、過去に本制度による授業料等減免を受けた者にあつては、「認定の取消」をされていないこと。

ア 総合課程への入校者

次のAからDまでのいずれかに該当すること

- A 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- B 入校試験の成績が上位2分の1以上であること
- C 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- D 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

③ 家計の経済状況に関する要件

次のア及びイに掲げる基準を満たすこと。

ア 収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。ただし、政令指定都市が発行する課税（所得）証明書により証明される市民税の所得割額については、その額に4分の3を乗じて得た額を用いることとする。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

イ 資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満

なお、ここで言う資産とは、次のものであること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

ウ 「生計維持者」の定義

学生の「生計維持者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

- i) 父母がいる場合 . . . 父母が生計維持者となる。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。)
- ii) 父母がいない場合 . . . 父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる(例えば、父母を亡くした後、叔父が学生等の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が生計維持者となる)。該当者がいない場合(独立生計の場合)は、学生本人のみが生計維持者となる。
- iii) 社会的養護を必要とする者(児童養護施設等に入所していた者等)の場合 . . . 父母の有無を問わず、独立生計と見なし、学生本人のみが生計維持者となる。

2 減免額

① 減免の対象となる授業料、入学金

減免の対象範囲は「授業料」、「入学金」であり、実習費などとして「授業料」「入学金」とは別に徴収されているものは含まれません。ただし、入学金の減免が受けられるのは、入校直後の申請期間(4月)に減免申請を行って認定を受けた者に限ります。

なお、自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、本制度と併せて利用することについては、制限するものではありません。

② 住民税非課税世帯(第I区分)の学生に対する減免額

授業料等減免の額は、当該学生に係る次表の授業料及び入学金の額となります。

◇授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯の学生)(※)

課程	入学金	授業料（年額）
総合課程	282,000 円	535,800 円

③ 住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の学生に対する減免額

住民税非課税世帯に準ずる世帯（以下、「準ずる世帯」という。）の学生に対しては、住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額の3分の2の額（第Ⅱ区分）又は3分の1の額（第Ⅲ区分）を減免する。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生）（※）

課程	第Ⅱ区分（第Ⅰ区分の2/3）		第Ⅲ区分（第Ⅰ区分の1/3）	
	入学金	授業料（年額）	入学金	授業料（年額）
総合課程	188,000 円	357,200 円	94,000 円	178,600 円

（※）授業料の減免は学年を前期と後期に分けて、1学年において2回実施されるため、減免額は1回につき、上記②、③の表の半期分の額となります。

3 申請手続

1. 申請書類

以下の表を確認の上、該当する書類を提出して下さい。

対象者	必要書類
全員	<p>①授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式1）及び別紙1</p> <p>②市区町村の発行する住民票（発行日が3ヶ月以内であって、申請者本人及びすべての生計維持者のもの。<u>マイナンバーや本籍地の記載がないもの。</u>）（原本）</p> <p>③課税（所得）証明書（申請期間中に市区町村で発行される直近の本人分及びすべての生計維持者分）（原本） ※居住地の市区町村が発行するもので、<u>市町村民税の所得割額が確認できるもの</u> ※市町村民税は、令和5年度4月の申請においては令和3年1月1日現在（令和5年度10月の申請においては令和4年1月1日現在）で居住しているところ（原則として住民票の住所）で課税されるため、1月2日以降に他の市区町村に転居した場合は、1月1日時点で居住していた市区町村から取り寄せること。 ※生計維持者が令和4年1月1日時点で海外に居住している（いた）場合は、課税（所得）証明書が発行されないため、別途学務課（学務援助課、学生課）へ相談すること。</p> <p>④能開大等の授業料等減免に係る学修計画書（様式3）</p>

以下は、該当者のみ提出が必要な書類です。

<p>外国籍の者 ※留学生（「留学」の在留資格を持つ者は本制度の対象外）</p>	<p>在留資格に関する要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類（在留資格・期限が明記されているもの）※本人分のみ ・「在留カード」（写し） ・「特別永住者証明書」（写し） ・その他市区町村の発行する住民票（原本、全員が提出する書類として提出されている場合は併用可）等在留資格・在留期限等が明記されているもの ※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類の写しを併せて提出すること。</p>
<p>申請者本人又は生計維持者が生活保護を受給していた者</p>	<p>・生活保護決定（変更）通知書（写し）等 ※保護受給期間に、申請を行う年（申請を行う月が1月から5月である場合は、申請を行う年の前年）の1月1日を含むことがわかるものを提出すること。</p>
<p>社会的養護を必要とする又はしていた者</p>	<p>・児童養護施設等の在籍又は退所証明書（原本）</p>
<p>申請者本人（学生等）が独立生計の者 ※該当する場合は、事前に相談すること</p>	<p>・健康保険証（写し） ・父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（父母の源泉徴収票（写し）等）</p>

※必要に応じて追加書類（「授業料減免申請書類チェックシート」等）の提出を求める場合があります。

2. 手続の基本的な流れ

手続の基本的な流れは下図のとおりとなります。

なお、一度認定され、その後も減免を希望する場合は、半年ごとに「継続願」を提出し、成績及び収入要件による審査を受ける必要があります。この審査の結果、減免の認定が取り消されたり、減免の区分が変更になったりする場合があります。

① 申請書の提出…前期分：4月21日まで／後期分：10月13日まで

「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（様式1）及び別紙1や前掲の必要書類等を作成の上、担当へ提出

② 職業大による審査…前期分：5月～6月／後期分11月～12月

※新規申請の審査では、学修計画書の記載内容について、個別面談による確認を行います。

③ 審査結果通知…前期分6月中旬頃／後期分12月中旬頃

④ 入学金・前期授業料の納付…別途通知する期限内

第Ⅱ区分（3分の2免除）又は第Ⅲ区分（3分の1免除）に該当、もしくは不認定だった場合は、期限内に必要な額の納付を行うこと。

⑤ 継続願の提出…10月／次年度4月（課程が変わる場合は新規申請となる）

後期以降も授業料減免の継続を希望する場合は、半年に1回「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（様式2）及び別紙1（以下「継続願」という。）を提出し、学業成績、収入及び資産に関する要件の確認を受ける必要があること（詳細は別途）

4

その他の措置

令和5年4月の申請者については、令和5年1月1日以降に以下のような予測できない事由により家計が急変し、緊急に減免の支援が必要となった場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たし、審査の結果認定されれば支援の対象となるため、該当すると思われる場合は担当者に随時相談してください。

- （1）生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- （2）生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- （3）生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- （4）生計維持者が震災、火災、風水害等で被災

※新型コロナウイルス感染症に係る影響により、上記（1）～（4）の急変事由により家計が急変し、緊急の支援の必要がある場合には、急変後の所得見込みによる家計の経済状況に関する基準のほか、学業成績等に関する基準、国籍・在留資格に関する要件を満たすことが確認できれば支援の対象となり得ること。

※新型コロナウイルス感染症に係る影響による家計急変であるが、上記（1）～（3）の急変事由に該当しない場合には、上記（4）に類するものとみなして取り扱うこと。

5 注意事項

1. 認定後の授業料減免の継続手続について

- （1）継続して授業料減免を受けるために、半年に1回（年2回）、所定期間内に「継続願」を提出する必要があります。この手続を怠ると、授業料減免は停止となります。

2. 授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）

- （1）授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。
 - ①年1回行う家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかどうか、及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。
 - ②半期毎に行う学業成績の確認により（総合課程は年度末に1回）、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が講じられること。

「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなる。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となること。

著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、その年度で減免された授業料を納付する必要があること。

- (2) 懲戒としての退学、停学、戒告又は訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になること。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日付で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。

3. 休学・退学について

- (1) 休学・退学する場合は、休学・退学願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続きを行ってください。
- (2) 正規の手続により休学した場合は、復学後、授業料減免を申請することが可能です。

4. 不正による認定の取消しについて

学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。

5. 授業料等減免制度認定後の学業成績認定要件について

(1) 概要

授業料等減免制度の支援が開始されると、半期毎に1回（総合課程は年に1回）、学業成績を確認します（適格認定）。

適格認定時は、新規申請時の学業成績の基準とは異なる基準を用いて審査を行います。

(2) 適格認定時の学業成績基準

下表の「廃止」の区分に該当していないこと。

区分	学業成績の基準
廃止	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。

警告	<p>次の1～2のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <ol style="list-style-type: none">1 平均成績等が所属科における下位4分の1の範囲に属すること。 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合を除く。2 授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。）
----	---

(3) その他

予測できない事由により家計が急変したことによる申請（家計急変申請）についても、認定を受け支援が開始されたら、新規申請時とは異なる学業成績基準（上表）を用いて審査を行います。

生計維持者に係る Q & A

【基本的な考え】

Q 1 授業料減免申請時に「生計維持者」の課税（所得）証明書（収入証明）を提出したり、資産額を申告したりすることが必要とのことですが、「生計維持者」とは誰のことですか。

A 1 学生（申請者）本人に父母がいる場合は、原則として父母（2人）が「生計維持者」となります。

この場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合は学生本人自身が「生計維持者」となります（独立生計者）。

なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては以下のとおり取扱います。

【父母ともにいる場合】

Q 2 父は単身赴任で別居しており、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 2 父母（2名）です。

Q 3 学生本人は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。「生計維持者」は誰ですか。

A 3 父母（2名）です。

Q 4 学生本人は父母の住んでいる実家を離れてアパートで（又は寮などで）暮らしています。「生計維持者」は誰ですか。

A 4 父母（2名）です。

Q 5 両親ともに自己破産しました。「生計維持者」は誰ですか。

A 5 父母（2名）です。

※他にも以下の事例においては、父母（2名）が「生計維持者」となります（父母が生計維持者となる場合は、祖父母や兄弟等は「生計維持者」に含まれません）。

- ・ 本人は父母と離れて暮らす兄と同居している
- ・ 父母は生活保護を受給しており、本人は能開大等に入るため世帯を分離したが、父母と同居している
- ・ 本人は父と折り合いが悪いため一人暮らしをしている
- ・ 父母は生活保護を受給しており、学生本人は能開大等に入るため世帯を分離し、父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している 等

Q 6 父母は無職で、祖父から援助してもらっています。「生計維持者」は誰ですか。

A 6 原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、学生本人と父母とが明らかに同一生計と認められない場合（例：父母と別居し、連絡がつかないような状況）にあつては、父母ではなく、祖父が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

Q 7 学生本人が結婚しており、父母とは戸籍も住居も分かれています。「生計維持者」は誰ですか。

A 7 別戸籍であっても、父母がいる場合は、原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、父母と同一生計とは認められない場合（例：実態として父母から学費や生活費の援助を一切受けず、学生本人の配偶者が学費や生活費を負担している場合であつて、学生本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となっているような場合）にあつては、父母ではなく、学生本人の配偶者（1名）が「生計維持者」となります。

Q 8 学生本人が結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 8 納税手続きにおいて、学生本人が配偶者の扶養者となっている場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。

Q 9 学生本人は自身のアルバイト収入で生計を立てており、父母からの経済的支援はありません。「生計維持者」を学生本人としてよいですか。

A 9 父母がいる場合は、原則として父母が生計維持者となります。特別な事情のない者は、学生本人のアルバイト収入で生計を立てていたとしても学生本人1名を生計維持者とすること（独立生計者）は認められません。

学生本人が生計維持者（独立生計者）として認められる場合は、父母ともに死別した場合や絶縁状態である場合、両者とも行方不明や父母からのDVを逃れるために別居していて、日常的に学費や生活費を本人が負担している場合等となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

Q 10 父母はいますが、父は外国籍で現在は海外に居住しています。学生本人は母と生活していますが、父からは一切の援助はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 10 父母がいる場合は、同居・別居の別にかかわらず、原則として父母が生計維持者となります。

ただし、父が行方不明や絶縁状態である場合、父からのDVを逃れるために別居していて、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合等は、母1名を生計維持者とすることができます。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

Q 11 父母はいますが、父からDVを受けて避難しています。学生本人は母と生活しており母の

扶養となっています。父からは一切の援助はありませんが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A11 父からのDVから逃れるために別居していて、父からの支援が一切得られず同一生計と認められない場合は、母（1名）を生計維持者とすることができます。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

【父母ともにいるが、連絡が困難等の場合】

Q12 父母は生存していますが、父は行方不明で学生本人は母と同居しています。父を「生計維持者」に含める必要がありますか。

A12 この場合、母（1名）が「生計維持者」となります。また、父が行方不明であることが確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

※他にも以下の事例においては、母（1名）が「生計維持者」となります（原則、その他の親族等は「生計維持者」には含みませんが、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

- ・ 本人と母は、父のDVから逃れるため父とは別居し、別生計となっている
- ・ 父は精神疾患・意識不明で意思疎通ができず、本人は母とともに生活している 等

Q13 父母ともに行方不明で、祖父母と同一生計で暮らしています。「生計維持者」は祖父母（2名）でしょうか。

A13 祖父母のうち、主に生計を維持している人（1名）が「生計維持者」となります。

また、父母が行方不明であること等が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

Q14 父母と一緒に生活していますが、祖母と養子縁組をしています（祖父は既に死亡）。現在、祖母は認知症のため施設に入所しており、授業料等減免制度の内容が理解困難な状況ですが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A14 祖母と意思疎通が図れず、父母から支援を受けている場合は、生計維持者は学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡にかかわらず、学費や生活費を日常的に負担する主たる方1名（父又は母）となります。

Q15 父は2年前から寝たきりで意思疎通が図れません。父の障害年金と母の収入で生活していますが、この場合の「生計維持者」は父母（2名）ですか。

A15 母のみ（1名）が生計維持者となります。

この場合、父の主治医による「診断書」等、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

Q16 父母は離婚していませんが、父とは別に暮らしており、母は精神的な病により入院中で意

思疎通が図れません。そのため学生本人は、祖母、叔父と同居しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A16 原則として生計維持者は父母（2名）となります。

ただし、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合や、母とは意思疎通が図れない場合は生計維持者とせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方1名（祖母か叔父のいずれか）が生計維持者となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

【社会的養護が必要な者である（あった）場合】

Q17 学生本人は児童養護施設で生活（「社会的養護が必要な者」に該当）しています。「生計維持者」は誰ですか。

A17 父母の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。この場合、施設に入所している又は入所していた証明書の提出が必要です。（以下に該当しない場合は、「基本的な考え方」に基づいて判断されます。）

- ・ 授業料等減免申請日現在において、施設に入所している
- ・ 授業料等減免申請日現在において施設を退所しているが、高校卒業時点又は18歳になるまで施設に入所していた

※里親に養育されている（いた）人も準じた扱いとなります。

Q18 学生本人は18歳時点で児童養護施設に入所していましたが、現在はひとり暮らしをしています。家賃や生活費は父母が支払っていますが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A18 満18歳となる日の前日において児童養護施設に入所していた場合は「社会的養護を必要とする者」に該当します。その場合、生計維持者は学生本人となります（独立生計者）。

Q19 学生本人は、現在は能開大等の寮で生活していますが、入校前までは里親と生活していました。両親（又は父母のどちらか）が健在ですが、「生計維持者」は誰ですか。

A19 満18歳となる日の前日において里親に養育されていた場合は「社会的養護を必要とする者」に該当します。その場合、生計維持者は学生本人となります（独立生計者）。

Q20 学生本人は、入校前までは里親と生活していました。このたび結婚し、学生本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となりました。「生計維持者」は誰ですか。

A20 満18歳となる日の前日において里親に養育されていた場合は「社会的養護を必要とする者」に該当します。その場合、生計維持者は学生本人のみとなります（独立生計者）。

【父母が離婚又は離婚調停中の場合】

Q21 父母は離婚調停中で、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A21 「生計維持者」は原則父母（2名）ですが、離婚を前提に父と学生本人が別居しており、同一生計と認められない場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。この場合は、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

Q22 父母が離婚し、学生本人は母と二人暮らしです。「生計維持者」は母（1名）でしょうか。

A22 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。ただし、学生本人と別居しており、父又は母のどちらか一方から一切の支援を得られず、同一生計と認められない場合は、生計維持者とせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方一名を生計維持者とすることができます。

Q23 父母が離婚し、学生本人は母と二人暮らしです。父から養育費が支払われていますが、父は「生計維持者」に含まれますか。

A23 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。ただし、養育費を支払っていても、父が学生本人と別居しており、同一生計でない場合は、「生計維持者」に含まれません。この場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。

Q24 父母は離婚し、学生本人は父とその再婚相手とともに生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A24 同一生計である父とその配偶者（義母）の2名が「生計維持者」となります。養子縁組を行っていない場合も、同じく、2名が「生計維持者」に含まれます。

※学生本人と同一生計である父又は母に配偶者がいる場合は、当該父又は母とその配偶者（ただし、学生本人と同一生計とは認められない場合を除く。）の2名が「生計維持者」となります。

Q25 父母は離婚し、学生本人は母とその内縁の夫と3人で生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A25 父又は母と内縁関係（事実婚）にある者について、内縁の夫又は妻と学生本人が同一生計（当該者が学生本人の学費や生活費を負担している場合や、納税時に学生本人を被扶養者に行っている場合）のときは、Q24と同様に2名が「生計維持者」になります。

Q26 父母が離婚し、父からの支援は一切ありません。母と住んでいましたが、現在、母は再婚し、その相手と一緒に暮らしていますが、学生本人は母とは離れて一人で暮らしています。「生計維持者」は誰ですか。

A26 原則、生計維持者は母と再婚相手の2名となります。母の再婚相手から学費・生活費等一切の援助を受けていないなど、明らかに申請者本人とは別生計の状態にある場合は、生計維持者は母1名として申告いただけます。この場合、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

Q27 父母は離婚し、現在は父母ともに連絡が取れない状態です。他に援助してくれる親族もなく、ひとりで生活していますが、「生計維持者」は申込者である学生本人でよいですか。

A27 授業料減免制度の申込者である学生本人との同居・別居の別は問わず、父母がいる場合は、原則父母（2名）が生計維持者となります。

ただし、父母と絶縁状態の場合で日常的に学費や生活費を学生本人が負担している場合は、学生本人を生計維持者（独立生計者）とすることができます。この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出（*）を後日求める場合があります。

Q28 父母は離婚し、同居していた母は再婚したため家を出て行き支援をしてもらえません。父からも支援がなく、生活費は学生本人のアルバイト収入を充て、また、祖母から食費を支援してもらい、伯父から住居を提供してもらっています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A28 父母がいる場合、原則として生計維持者は父母（2名）となります。

ただし、父母のどちらからかも一切の支援を得られず、同一生計と認められない状況であれば、日常的に学費・生活費を負担している主たる方1名（祖母か伯父のいずれか）が生計維持者となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

Q29 父母が離婚した後も、学生本人は父の戸籍に入っており父の社会保険の扶養に入っていますが、父とは一緒に暮らしておらず母と生活しています。父から養育費はもらっていますが、それ以外の支援はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A29 父から養育費以外に一切の支援を得ておらず同一生計と認められない状況であれば、生計維持者は母（1名）となります。なお、この場合、事実関係が確認できる証明書類の提出（*）を後日求める場合があります。

Q30 父が失踪後、父母は離婚し、学生本人は祖父母と養子縁組しました。現在は祖父母と母と一緒に生活していますが、祖父母は年金暮らしで母はパートをしています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A30 学生本人と養子縁組された祖父母が生計維持者になります。法的にも学生本人に対する祖父母の続柄は「養父・養母」となりますので、確認書等の記入の際には、続柄は「祖父・祖母」ではなく「父・母」として申請するようお願いいたします。

Q31 父母が離婚し母と2人暮らしでしたが、学校に通うため離婚した父と同居することになりました。現在、母から支援をうけていますが、父からは食費や水道光熱費を負担して貰うのみです。生計維持者は誰ですか。

A31 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。父は食費や水道光熱費の負担のみで他には一切の支援を行っていない場合であっても、父母を生計維持者としてください。

【父母ともに又は父母のいずれかと死別した場合】

Q32 父は死亡し、学生本人は母と二人暮らしです。「生計維持者」は誰ですか。

A32 母（1名）が「生計維持者」となります。

Q33 父母が死亡し、学生本人は祖父と、叔父夫婦とともに生活していますが、祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。「生計維持者」は誰ですか。

A33 祖父と学生本人が別生計であって、叔父夫婦が学生の学費や生活費を主に負担しているような場合にあっては、叔父夫婦のうち、主に生計を維持する方（1名）が「生計維持者」となります。

Q34 父母も祖父母も死亡し、兄と生活していますが、兄はまだ学生で、貯金を切り崩して生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A34 父母、祖父母ともに死亡し、兄弟姉妹がいる場合で、その親族が病気や就学等で本人を扶養するだけの資力がない場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。この場合、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を求める場合があります。

Q35 父母が死亡し、学生本人は貯金を切り崩して生活しています。祖父母や叔父・叔母はいませんが、経済的余裕がないため、学生本人の学費や生活費を負担していません。「生計維持者」は誰ですか。

A35 学生本人（1名）が「生計維持者」となります（独立生計者）。この場合、事実関係が確認できる証明書類（*）の提出を後日求める場合があります。

（*）事実関係が確認できる証明書類の例

事象	証明書類（例）
父母と死別	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・ 住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・ 裁判所による係属証明書 ・ 弁護士による報告書
父又は母がDV被害者	・ 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	・ 自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・ 主治医による「診断書」

<p>学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び配偶者が記載された住民票（続柄が表示されているもの）又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本及び ・ 課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
<p>家庭内暴力（DV等）により父母と別居</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関による証明書 ※
<p>その他の事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）